

鳥取市建設工事最低制限価格運用要領

平成18年3月23日制定
最終改正 令和5年3月6日

1 趣旨

この要領は、鳥取市が競争入札により建設工事の請負契約をしようとする場合において、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第15条の規定により設けている最低制限価格について必要な事項を定めるものとする。

2 最低制限価格の算出

(1) 市長は、次表に掲げる工事の種別に応じて、予定価格に当該予定価格算出の基礎となった経費にそれぞれ係数を掛けた額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を最低制限価格とし、予定価格調書に記載するものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を当該予定価格に乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）とし、その割合が10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を当該予定価格に乗じて得た額（小数点以下は切り上げる。）とする。

以下において「建築工事」とは、主たる部分の積算を鳥取市公共建築工事積算基準に基づいて行う工事をいう。

工事の種別	土木機械設備工事		土木電気通信設備工事		下水道機械設備工事・ 下水道電気設備工事		左記以外の工事	
		係数		係数		係数		係数
経費	直接工事費 直接製作費	1.00	直接工事費	1.00	直接工事費	1.00	直接工事費相当額 [注]	1.00
	共通仮設費 間接労務費	1.00	共通仮設費	1.00	共通仮設費	1.00	共通仮設費	1.00
	現場管理費 据付間接費 設計技術費 工場管理費	0.90	現場管理費 機器間接費	0.90	現場管理費 据付間接費 設計技術費	0.90	現場管理費相当額 [注]	0.90
	一般管理費等	0.68	一般管理費等	0.68	一般管理費等	0.68	一般管理費等	0.68
			機器費	0.83	機器費	0.88		

[注] 「直接工事費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事以外の工事の場合：直接工事費の額

建築工事の場合：直接工事費の額－（直接工事費の額×0.1）

[注] 「現場管理費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事以外の工事の場合：現場管理費の額

建築工事の場合：現場管理費の額＋（直接工事費の額×0.1）

- (2) 予定価格が1,600万円未満の場合及び特別な事由により前号の算出方法によりがたい場合については、前号の規定に関わらず、予定価格に10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を最低制限価格とする。ただし、その割合が10分の7.5の場合は、10分の7.5を当該予定価格に乘じて得た額（小数点以下は切り上げる。）とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年6月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成20年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年6月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成21年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年5月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成23年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成25年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成26年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成28年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成29年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成31年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、令和元年8月30日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和元年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、令和5年3月6日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の鳥取市建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和5年4月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。